

行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(春日部市地域審議会条例の一部改正)

第1条 春日部市地域審議会条例(平成17年条例第13号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>政策課</u> 及び庄和総合支所 <u>総務課</u> において処理する。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>地域振興課</u> 及び庄和総合支所 <u>地域振興課</u> において処理する。

(春日部市行政改革審議会条例の一部改正)

第2条 春日部市行政改革審議会条例(平成18年条例第2号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>行政経営課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>行政管理課</u> において処理する。

(春日部市児童福祉審議会条例の一部改正)

第3条 春日部市児童福祉審議会条例(平成17年条例第97号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>福祉健康部</u> こども家庭課において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> こども家庭課において処理する。

(春日部市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正)

第4条 春日部市老人ホーム入所判定委員会条例(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>福祉健康部高齢介護課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>福祉部高齢者福祉課</u> において処理する。

(春日都市高齢者保健福祉計画等推進審議会条例の一部改正)

第5条 春日都市高齢者保健福祉計画等推進審議会条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉健康部高齢介護課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉部高齢者福祉課</u> において処理する。

(春日都市地域包括支援センター運営等協議会条例の一部改正)

第6条 春日都市地域包括支援センター運営等協議会条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>福祉健康部高齢介護課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>健康保険部介護保険課</u> において処理する。

(春日都市介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正)

第7条 春日都市介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審査会及び委員会の庶務は、 <u>福祉健康部障がい者福祉課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審査会及び委員会の庶務は、 <u>福祉部障害者福祉課</u> において処理する。

(春日部市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第8条 春日部市予防接種健康被害調査委員会条例（平成17年条例第110号）の一部を
次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引
かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>福祉健康部</u> 健康課にお いて処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>健康保険部</u> 健康課にお いて処理する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。